

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第六報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 市内

(6月8日公表時点)

出雲市 (県内)	年代	性別	症状・経過 (確認当時)	検査結果	その他
1 例目 (17 例目)	30 歳代	男性	4 月 24 日 味覚・嗅覚異常 4 月 25 日 帰国者・接触者相談 センターへ相談帰国者・接 触者外来を受診したところ 37.6℃の発熱があり、検体 採取 自宅待機	4 月 25 日 陽性確認	4 月 10 日の PCR 検査で陰 性を確認 4 月 14 日に県 内 14 例目、 16 例目の 2 名 と接触
2 例目 (18 例目)	80 歳代	男性	なし	4 月 26 日 陽性確認	1 例目の同居 者
3 例目 (19 例目)	50 歳代	男性	なし	〃	〃
4 例目 (20 例目)	50 歳代	女性	下痢、発熱(37.5℃) 発症日：4 月 25 日	〃	〃
5 例目 (21 例目)	20 歳代	女性	発熱(37.8℃)、咽頭痛、倦怠感 発症日：4 月 26 日	〃	〃
6 例目 (22 例目)	10 歳未満 (乳幼児)	男子	上気道炎 発症日：4 月 26 日	〃	〃
7 例目 (23 例目)	10 歳未満 (乳幼児)	男子	なし	4 月 27 日 陽性確認	〃

(2) 県内

(島根県「報道発表資料」より 6月8日公表時点)

市町村	患者数	うち死亡者
松江市	17人	0人
出雲市	7人	0人
合計	24人	0人

※退院23人、入院中1人(松江市)

(3) 国内及び世界

(厚生労働省「報道発表資料」より 6月7日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	17,141人	916人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国 (202の国・地域)	6,789,392人	396,176人
合 計	6,807,245人	397,105人

患者が確認された都道府県：岩手県を除く46都道府県

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部等

- ①出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置 (1月30日)
第1回～第3回警戒本部会議 (1月30日～2月28日)
- ②出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (3月4日)
- ③新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行 (4月7日)
第1回～第11回対策本部会議 (3月6日～5月6日)
第12回対策本部会議 (5月15日)
 - ①緊急事態宣言の地域指定解除について
 - ②市民へのお知らせについて
 - ③市が主催するスポーツ・文化イベントの中止、延期、規模縮小の判断目安及び開催にあたっての注意事項について
- ④新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の廃止 (5月25日)
緊急事態宣言の全面解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行

(2) 市民、関係団体等への情報提供、注意喚起

- ①市ホームページ内に専用ページを開設、随時更新
- ②感染予防等周知ポスターの庁舎への掲示、チラシの窓口への配置
- ③多言語による情報発信
 - ・相談先多言語チラシを関係事業所に配付
 - ・市ホームページやSNSでポルトガル語、英語など多言語による情報発信を実施
- ④新聞折り込みチラシ (3月12日)
- ⑤広報いずもへの「新型コロナウイルス感染症について」の掲載 (4月号、5月号、6月号)、
広報いずも臨時号の発行 (6月1日)
- ⑥関係団体等への情報提供、注意喚起
- ⑦市長記者会見 (4月16日、25日、30日、5月7日、20日、6月2日)
- ⑧市長メッセージの発出 (4月8日、10日、14日、20日、25日、27日、5月15日、28日)
ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、
有線放送
- ⑨FM山陰 番組内での市長メッセージの放送 (5月1日)

(3) 市民、関係団体等からの相談対応

(6月1日現在)

相談内容	相談窓口	相談件数		
		～4/24	4/25～5/14	5/15～
新型コロナウイルスに関する健康一般相談	健康増進課	223件	160件	24件
特別定額給付金に関すること	出雲市特別定額給付金本部	1件	約1,000件	約5,200件
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	20件	11件	5件
小学校、中学校に関すること	教育政策課	181件	47件	21件
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	238件	78件	20件

スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	22件	5件	5件
雇用に関すること	産業政策課	8件	7件	7件
中小企業への支援に関すること	商工振興課	72件	101件	187件
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の徴収猶予等の相談	収納課 保険年金課 高齢者福祉課	30件	20件	27件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川水道水道企業団	14件	10件	3件
市営住宅の減免に関すること	建築住宅課	—	—	17件
市営住宅の提供に関すること	建築住宅課	—	—	0件
その他（防災安全課、各行政センター等）		92件	68件	134件
合 計		901件	約1,507件	約5,650件

※4月25日：市内初となる感染症患者が確認された日

5月15日：島根県を含む39県の緊急事態宣言が解除された日

（４）市立学校等への対応

①市立小・中学校及び放課後児童クラブの臨時休業

臨時休業期間：4月20日～5月6日（4月16日通知）

休業期間延長：～5月10日（4月30日通知）

〃：～5月17日（5月6日通知）

登校日の設定：5月12日～5月15日の間の1日

②市立幼稚園の臨時休業

臨時休業期間：4月20日～5月6日（4月16日通知）

休業期間延長：～5月10日（4月30日通知）

〃：～5月17日（5月6日通知）

③学校開放（屋内運動場、校庭等）の臨時休止

臨時休止期間：4月10日～1学期間（4月10日通知）

臨時休止緩和：6月5日～6月28日（6月4日通知）

※6月5日から、児童生徒や地域の方が主体となって活動する団体等が使用する場
合、施設使用を許可することができる。（スポーツ少年団や地元の自治協会など減
免適用団体に限る。）6月29日以降、施設利用の申込があり、適当と認められる
場合は許可することができる。

④認可保育所、認定こども園、小規模保育事業施設の登園自粛要請

自粛要請期間：4月10日～当面の間（4月10日通知）

要請期間延長：～5月10日（4月30日通知）

〃：～5月17日（5月7日通知）

⑤利用者負担額（保育料等）の減免（5月17日分まで）

ア) 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業施設に在籍している0歳～2歳児まで
クラスの園児のうち、4月11日以降に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登
園自粛された園児の利用者負担額（保育料）を日割り計算して減額（4月20日）

イ) 放課後児童クラブを臨時閉所した期間及び4月13日以降に利用自粛された期間の保護者負担金を日割り計算して減額(5月8日)

(5) 市の公共施設の対応について

①臨時休館

臨時休館していた公共施設について、6月1日から再開

※参考(これまでの臨時休館の状況)

- 4月22日時点(第四報):
- ・全面休館: 32施設(出雲市民会館など)
 - ・一部休館: 11施設(出雲健康公園など)
 - ・利用制限: 7施設(市立図書館、貸出等のみ可)
- 5月11日時点(第五報):
- ・全部休館: 56施設(出雲市民会館など)
 - ・一部休館: 18施設(出雲健康公園など)
 - ・利用制限: 7施設(市立図書館 貸出等のみ可)

②公共施設のキャンセルへの対応

新型コロナウイルス感染防止を理由として、イベント主催者が施設利用(5月6日の使用日まで)キャンセルをした場合、使用料を求めない。

③市主催のスポーツ・文化イベント等の中止・延期・規模縮小について(5月31日現在)

- ・中止: 約50件 延期: 約10件 規模縮小: 1件
- ・市が主催するスポーツ・文化イベント等の中止等の判断目安(6月18日まで)
 - 全国的かつ大規模な催物等(一定規模以上のもの)の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を検討する。
 - イベント開催の可否を判断するに当たっては、以下のことを目安としつつ、適切な感染防止策を実施することを前提に、開催を検討する。
 - ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
 - ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)できること。

(6) 出雲保健所との連携

①連絡調整、情報共有

②出雲保健所への市職員(保健師)の応援派遣

(4月28日、4月30日、5月1日に各1名)

(7) 市備蓄マスクの供給について

【市備蓄枚数】(5月25日現在)

当初備蓄分	約700,000枚
(友好都市漢中市へ送付分30,000枚を除く)	
追加購入	11,500枚
企業、市民団体等からの寄贈(内訳※1)	35,350枚
他団体等提供(内訳※2)	△約421,400枚
行政機関使用(消防救急、幼稚園、市窓口等)	△約11,000枚
残数	約314,450枚

内訳※1：企業、市民団体等からの寄贈

環境を考える女性の会	手作りマスク	510枚	(4月9日)
浅尾繊維工業(株)	ガーゼマスク	500枚	(4月13日)
(株)ショーゲン	マスク	10,000枚	(4月28日)
しまね信用金庫	マスク	2,000枚	(5月8日)
(株)新日配薬品	マスク	2,000枚	(5月14日)
(株)IZUDA	マスク	4,000枚	(5月15日)
都市環境整備(株)	マスク	10,000枚	(5月20日)
リハートコーポレーション(株)	マスク	2,000枚	(5月26日)
匿名寄贈(2件)	マスク	4,340枚	
計		35,350枚	

内訳※2：他団体等提供

福祉施設(障がい者施設、介護施設等)	270,100枚	
医療関係機関	106,000枚	
その他(公共施設、公共交通機関等)	約45,300枚	
計		約421,400枚

(8) 市内企業・事業者への対応

①市発注工事等における当面の対応について通知(3月2日)

②中小企業・小規模事業者への対応

- ・市中小企業信用保証料補助金の対象に「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」を追加(3月9日)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小企業者を対象に「出雲市中小企業等緊急支援給付金」の創設(5月26日)
- ・感染症予防対策や新事業を展開する中小企業者を対象に「地域商業等再起支援事業補助金」を創設(6月中旬)

③商工団体等への対応

- ・売上減少対策に取り組む団体を対象に、「出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金」を創設(5月26日)

④農林水産団体等への対応

- ・販売額が減少している農林水産物に係る販売促進活動を行う団体を対象に、「農林水産物販売活動支援補助金」を創設(5月26日)

(9) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

①庁舎及び公共施設共通の対策

- ・庁舎及び施設出入口に手指消毒液を設置、感染予防等周知ポスターを掲示
- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベーターなどの消毒、定期的な換気を実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りを設置
- ・職員等に対し、感染防止策(マスク着用の義務化、手洗いの徹底)、出勤前の検温、行動

記録の記載、不要不急の外出自粛等を徹底

②総合医療センター、消防本部の対策

- ・原則面会禁止（4月1日から5月27日まで、その後は面会制限に移行）（総合医療センター）
- ・健診業務を休止（4月20日から5月24日まで）（総合医療センター）
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる救急患者の搬送について職員に周知（消防本部）
- ・仮眠場所の分散（消防本部）
- ・救急講習、防火教室の指導、店頭防火広報の中止（消防本部）

(10) 市税関連等の対応

（③～⑥は、6月定例会に条例改正議案を提出）

①市税等の納税の猶予

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税等を一時に納付することができない場合で、一定の要件を満たすときは、国税の取扱いに準じて、申請により1年以内の期間に限り、納税の猶予を行う。（5月14日から申請受付）

※市税等…市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料

②固定資産税及び都市計画税の軽減措置（令和3年度の措置）

中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

令和2年2月から10月までの連続する3ヶ月間における売上高が、前年同期間の売上高と比べ

30%以上50%未満減少している場合	2分の1
50%以上減少している場合	ゼロ

③生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、特例措置の適用対象に一定の事業用家屋と構築物を加え、課税標準の減額を行う適用期限を2年延長する。

④イベント中止に伴う払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

観客等が入場料の払戻請求権を放棄した場合、住民の福祉の増進に寄与するものとして市が条例で定めるものは、個人住民税の寄附金控除対象とする。

⑤軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用の軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

⑥住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

新築住宅や中古住宅を取得した個人が、新型コロナウイルス感染症の影響で入居が遅れた場合などで、住宅ローン控除の適用要件の緩和措置が講じられた場合、現行制度と同様に所得税で控除しきれない額を住民税から控除する。

⑦水道料金及び下水道使用料の支払猶予（5月1日）

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入や売上が減少している場合など、一時的に水道料金、下水道使用料の支払いが困難な者について、申請により通常納入期限から1年以内で支払を猶予する。（猶予期間は個別相談）

⑧市営住宅の家賃減免

休職・休業等により急激に収入が減少した市営住宅入居者世帯の負担軽減を図るため、家賃の減免を行う。（5月21日から申請受付）

減免期間：3か月（最長令和3年3月分家賃まで更新可能）

(11) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度

(単位：千円)

予算時期	計上項目	内容	金額
3月専決	繰越明許費の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の購入費補助	26,500

②令和2年度

(単位：千円)

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第1弾】 5月補正 (第1回)	17,900,000	①特別定額給付金事業	17,599,000
		②子育て世帯臨時特別給付金事業	263,500
		③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費	37,500
【第2弾】 5月補正 (第2回)	1,300,000	①中小企業緊急支援給付金事業	520,000
		②地域商業等再起支援事業	100,000
		③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
		④中小企業融資資金貸付事業	10,000
		⑤農林水産物販売活動支援事業	5,000
		⑥生活資金支援給付金事業	18,000
		⑦住居確保困難者支援給付金事業	2,700
		⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
		⑨就学援助事業	10,000
		⑩ICT教育環境整備事業	577,600
		⑪学力向上推進事業	6,000
		⑫新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
		⑬庁舎等管理費	7,900
	減額補正	▲56,200	

(12) 特別定額給付金事業の給付状況

(6月5日現在 金額単位：円)

事業名	件数	金額
特別定額給付金事業	17,929	5,152,600,000

(13) 新型コロナウイルス感染症対策寄付金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集（6月1日～）

(6月5日現在 金額単位：円)

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄付金	9	2,160,556

(14) 今後の緊急地域経済対策（案）について

報告政1「新型コロナウイルス感染症緊急地域経済対策 第3弾(案)について」のとおり

(15) その他市独自の取組

分野	取組	内容	担当課
相談窓口	臨時生活相談窓口の開設	生活が困窮している人を対象に相談窓口を開設 5月4日～5月6日 9時～16時	福祉推進課
広報	音声、点字及び手話による感染症予防周知	感染症予防や市の相談窓口開設などに関する情報を音声等で周知	福祉推進課
	アルコール消毒液の安全な取扱い方法の周知	消毒用アルコールの引火実験動画をSNSに公開	予防課
	新型コロナウイルス感染防止策紹介	救急隊員の感染症防止対策の紹介	警防課
子育て	離乳食のすすめ方、レシピ紹介	離乳食教室や相談等の中止による不安軽減のため、離乳食のすすめ方やレシピを市ホームページで紹介	健康増進課
外出自粛対策	実験、科学の動画掲載	実験やものづくりなど科学の動画をWebに公開 「おうちでサイエンス」	出雲科学館
	筆談ボードの作り方掲載	「自宅で『楽習』♪『筆談ボード(折りたたみホワイトボード)』の作り方☆」を市ホームページに掲載	市民活動支援課
	日本遺産に関する謎解きゲーム掲載	「日本遺産『日が沈む聖地出雲～神が創り出した地の夕日を巡る～』について、家庭で学習できる謎解きゲームを市ホームページに掲載	市民活動支援課

	出雲弥生の森博物館の展示等の紹介	博物館ホームページで展示等の紹介 「おうちで弥生の森ミュージアム！」	文化財課
	ぬりえ掲載	出雲弥生の森博物館ホームページに開館 10 周年を祝うぬりえを掲載 「ぬりえ」で祝おう 10 周年！	文化財課
	おすすめ絵本の貸出	おすすめしたい絵本が入った絵本袋の貸出 こどもの読書週間企画	出雲中央図書館
	出雲のお土産や産物を取り扱うネットショップの紹介	出雲への旅気分を味わってもらうため、お土産や物産を取り扱うネットショップを出雲観光協会のホームページで紹介	観光課
	出雲縁結びポケット人生ゲーム P R キャンペーン	通信販売サイトで出雲縁結びポケット人生ゲームを購入された方に「ねがいとどけはがきセット」をプレゼント	産業政策課
事業者支援	市職員による市内飲食店への支援	市内飲食店を支援するため、市職員が、昼食（弁当）を可能な限り市内飲食店へ注文するよう促す取組	商工振興課
雇用対策	特設掲示板（緊急求人情報）を開設	離職や収入減少により、仕事を探している人と人材を必要としている事業者のマッチングを目的に、特設掲示板（緊急求人情報）を出雲地区雇用推進協議会ホームページに開設（6月1日）	産業政策課
住宅支援	市営住宅の提供	解雇・雇止めにより、居住している住居から退去を余儀なくされる方を対象に、目的外使用による市営住宅の提供	建築住宅課
その他	各種手続の郵送対応	感染症予防対策のため、郵送対応が可能な手続を市ホームページに掲載	市民課 保険年金課 建築住宅課 農業委員会
	その他活動	ボランティアセンターの窓に、市民からの応援メッセージを貼付	市民活動支援課
	小・中学校就学援助事業判定要件の緩和	従来の「前年度の所得」に加え「直近の収入状況等」により判定	教育政策課
	「出雲市奨学金」貸付枠の拡大	新型コロナウイルスの影響により世帯の収入が減少し、高校や大学等の修学が困難となった学生に対し奨学金を貸与	教育政策課

3. 市内の状況

(1) 各部局が把握している市内の状況

部局	市内の状況（影響）
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の状況【利用率は全体的に低減】 <ul style="list-style-type: none"> (1)出雲縁結び空港：JALは各路一往復運航、FDAは6/12から一部運航 (2)JR：通常どおり運行中（※特急列車は一部減便、観光列車は全休） (3)一畑電車：6/1から通常運行 (4)高速・空港連絡・観光バス：一部運休 (5)市内路線バス：通常どおり運行中 ・コミュニティセンターは、感染防止策を図りつつ、住民を集めて行う主催事業を徐々に再開 ・コミュニティセンターの貸館や団体支援業務についても、感染防止策について市からの情報を提供し、対応可能なものから再開 ・中学生、高校生の姉妹都市等への訪問事業中止 (アメリカサンタクララ市・フィンランドカラヨキ市)
総務部	<p>【市内の私立高校・中学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出雲北陵高校、中学校：5月12日から分散登校、25日から通常登校。部活動は、29日までが2時間、6月1日からは3時間としている。 ・出雲西高校：5月11日から分散登校、5月25日から通常登校。部活動は、6月1日から2時間程度で開始。 <p>【市内の大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根大学出雲キャンパス：5月7日から一部の学年で、11日からは全ての学年でオンライン授業を実施。対面での講義が必要な一部の実習は、実施時期を後期にずらす対応としている。 ・島根県立大学出雲キャンパス：5月11日からオンライン授業を実施。対面での講義が必要な実習・実験・演習は、3密を防ぐ対策をしながら、7月から開始する準備をしている。 <p>【市内の専門学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校：5月18日からオンライン授業を開始。6月1日からは、オンライン授業と分散登校（学年別）を組み合わせる実施。15日からは通常授業とする予定。 ・コアカレッジ出雲：5月18日から通常授業。 ・出雲医療看護専門学校：6月1日から分散登校とオンライン授業を組み合わせる実施。15日からは通常授業とする予定。
財政部	<p>日曜納税相談の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月5日、5月10日、6月7日実施予定の日曜納税相談を中止 ・納税猶予の申請件数：13件【法人11件、個人2件】(5/14～5/29)

健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に休業している福祉サービス提供事業所 3 法人 4 事業所(5 月末時点) ・自主的に休業している介護保険サービス事業所 2 法人 2 事業所(5 月末時点) ・緊急小口資金 (特例) 申請数 195 件(5 月末時点) ・総合支援資金 (特例) 申請数 18 件(5 月末時点) ・住居確保給付金 申請数 15 件(5 月末時点) ・介護予防に係る通所型サービスについて、一部を除き再開 ・「通いの場」について、徐々に活動を再開
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの状況：5 月 18 日から全て通常通りに再開
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力を理由に避難している方の特別定額給付金の申立に関して、対象者になるかなどの相談が 5 月 26 日現在 19 件あった。 ・市立図書館全館では、4 月 20 日から一部のサービスについて利用制限を実施し、5 月 18 日から緩和し、6 月 1 日に制限を解除した。利用制限期間中の貸出人数及び冊数は、例年に比べかなり減少した。
経済環境部	<p>(1) 観光客、宿泊施設への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言解除後も 5 月末までは、県境をまたぐ移動自粛により観光客の激減状況が続き、宿泊施設も、5 月末まで継続して休業する施設が多かった。 ・移動自粛が段階的に緩和されるのに伴い、徐々に、神門通りにおいても営業再開する店舗が出てきている。 <p>(2) 経済産業界への影響</p> <p>① 市内経済の全体概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者全体として、5 月の売上は、食品や生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター等一部の小売店を除き、依然として多くの業種において対前年比で大幅に減少している。 ・市中心部で夜間営業している飲食店の 5 割程度が 5 月末時点で開店したが、人通りは 3 割程度で売上回復には程遠い状況。「三つの密」を避けるように椅子と椅子の間隔を開けたり、来店客に検温したりするなど感染防止に努めている店舗もある。 ・大型ショッピングセンターでは、緊急事態宣言の解除を受けて、5 月中旬から飲食店・衣料品・スポーツ用品・雑貨等の専門店が開店しているが、これらの店舗の売上は対前年比で大幅減となっている。 ・資金繰りについては、5 月 1 日に民間金融機関を窓口とする実質無利子・無担保の県制度融資が創設され、この利用が増えている。

② 市内業種別の主な影響

業 種	影 響
小 売	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛期間に伴い、ホームセンターでは生活必需品、園芸用品、補修材等の購入客が多く、4月・5月ともに対前年比売上増となった店舗があった。 ・服飾を取り扱う店は休業しているところもあり、4月よりもさらに売上減となっている。 ・マスクや消毒液は少しづつ入荷し始めているが、体温計は手に入らない状況が続いている。 ・電気機械器具取扱店では、法人顧客からテレワーク用設備への需要が発生しているものの、他の商品の販売不振が続き、個人客の消費意欲の低下を心配している事業者がある。 ・ギフト取扱店では、婚礼の延期、法事の規模縮小等により、大幅な売上減になっている事業者がある。
製 造	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業では、需要の減少や部品調達の遅れなどが続き、全般的に操業度が落ち込んでいる。特に、自動車関連企業では、一部操業停止を行い、部分的に従業員を休業させているところもある。
建 設	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅関連では、新築でのトイレ等建設資材の納期遅延による工事の遅れは少なくなっている。一方、他の民間建築工事においては、工期延期や計画・発注の先送り、中止などにより対前年比で大幅な売上減となっている事業者もある。
卸 売	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品では、飲食店の休業や学校給食の休止により大幅に売上を落としている事業者がある。また、水産品についても、宴会の自粛により大幅に取扱量が減っている。
運 送	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客利用のタクシーや貸切バスは、4～5月にかけて、利用が9割以上落ち込んだ。また、一般利用のタクシーは、高齢者の通院や買い物控え等の影響により、6～7割の利用減となっている。
サービス	<p>[飲食] 5月の売上も対前年比約8割減を見込んでおり、4月よりも厳しいという声がある。引き続き、一部の事業者は、料理のテイクアウトやデリバリーに取り組み、売上の確保に努めている。</p> <p>[生活関連サービス] 理美容においては、5月に入ってから売上減が過去最大になったという店舗がある。また、コロナ対策として、設備の設置に対する補助が必要との声もある。</p>

③ 市内の雇用情勢

- ・4月の有効求人倍率は、1.32となり4か月連続で下落している。(対前月比▲0.21、対前年比▲0.28)
- ・4月の人員解雇状況は、9事業所28人となり、2か月連続で20人を超えている。(以上、5月29日ハローワーク出雲公表)
- ・事業の廃止・縮小に伴う解雇事例が散見され、解雇者数は増加傾向にある。

農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産関連の取引価格が下落している（枝肉、子牛、生乳） ・切花の需要減少により、価格低下が続いている。 ・木材価格の下落 ・製紙用チップ、合板用原木の出荷量の減少 ・見学会等の営業の縮小 ・県外での取引の自粛 ・3月初旬から全般に魚価低迷。特に中央出荷される単価の高い魚種が低迷
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業者の企業活動の維持・復旧のための相談窓口開設…相談なし ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの相談（工期延期、資材調達等）…相談なし
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校について、5月18日（月）から再開
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の活動について（6月1日から） 感染防止対策を実施のうえ、警戒巡回、新入団員教育（少人数開催）、緊急を要する会議は実施。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の減収について調査中 ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付を5月1日から開始

4. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（1月30日）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（2月25日）
- ③政府対策本部会議：計37回開催（6月8日現在）
- ④政府専門家会議：計15回開催（6月8日現在）

(2) 法改正、緊急事態宣言、基本的対処方針

- ①改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（3月14日）
- ②緊急事態宣言の発令（4月7日）
 - ・対象期間：4月7日～5月6日
 - ・対象地域：東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県
- ③緊急事態宣言の区域変更（4月16日）
 - ・対象期間：4月7日～5月6日（特定警戒都道府県以外は、4月16日～）
 - ・対象地域：全都道府県
 - ・特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
- ④緊急事態宣言の延長（5月4日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日（特定警戒都道府県以外は、4月16日～）
 - ・対象地域：全都道府県（変更なし）
 - ・特定警戒都道府県：13都道府県（変更なし）
- ⑤緊急事態宣言の区域変更（5月14日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日
 - ・対象地域：東京都、大阪府、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県
 - ・特定警戒都道府県：上記8都道府県
- ⑥緊急事態宣言の区域変更（5月21日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日
 - ・対象地域：東京都、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県
 - ・特定警戒都道府県：上記5都道府県
- ⑦緊急事態宣言の解除（5月25日）
- ⑧基本的対処方針の決定（3月28日）
- ⑨基本的対処方針の変更（4月7日、11日、16日、4日、5月14日、21日、25日）

(3) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備

- ①国民への情報提供、注意喚起
- ②各種コールセンターの設置、Q&Aの公開、随時更新
- ③指定感染症、検疫感染症の指定（2月1日）
- ④水際対策の強化（検疫強化、日本への上陸拒否、査証制限措置、感染症危険情報発出等）
- ⑤クラスター対策班の設置（2月25日）
- ⑥全国クラスターマップの公表（3月15日）
- ⑦マスク対策
 - ・メーカー等に増産要請、国民生活安定緊急措置法によるマスク転売規制（3月15日）

- ・国によるマスクの緊急配布：介護施設、医療機関、学校、妊婦、全世帯等
- ⑧病床確保と人工呼吸器等の整備支援
- ⑨検査体制の強化
 - ・PCR検査の保険適用（3月6日）、PCR検査設備の民間等への導入支援
 - ・唾液を用いたPCR検査の導入（6月2日）
 - ・抗原検出用キットの薬事承認（保険適用）（5月13日）
- ⑩簡易検査キット、治療薬・ワクチン開発の支援
- ⑪新型コロナウイルス感染症の治療薬として「レムデシビル製剤」を特例承認（5月7日）
- ⑫新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂（5月8日）
- ⑬業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの公表（5月14日）
- ⑭退院基準及び濃厚接触者に対する検査等の見直し（5月29日）
- ⑮抗体保有調査の実施（東京都・大阪府・宮城県の一般住民合計約10,000人）（6月上旬）

（4）緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

- ①**緊急対応策【第1弾】**（2月13日） 予備費103億円を講じ、総額153億円の対応
帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応、国際連携の強化等
- ②**緊急対応策【第2弾】**（3月10日） 財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円
感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等
- ③**緊急経済対策** （4月7日） 財政支出39.5兆円程度、事業規模108.2兆円程度
（4月20日変更） 財政支出48.4兆円程度、事業規模117.1兆円程度
- 第1次補正予算**（4月30日成立） 補正額約25.7兆円
感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、今後への備え
- ④**第2次補正予算案**（5月27日閣議決定） 補正額約31.9兆円
雇用調整助成金の拡充等、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、医療提供体制の強化、その他の支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他）、新型コロナウイルス感染症対策予備費

（5）学校等への対応について

- ①全国小中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休業の要請（2月28日）
臨時休業の要請期間：3月2日から春休みまで
- ②小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付を開始（3月18日）
申請期間：3月18日～6月30日
- ③令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について通知（3月24日）
「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」
「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」
（3月24日作成、4月1日及び4月7日改訂、4月17日変更）

- ④新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言(5月1日)
- ⑤学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」を通知(5月22日)

(6) その他

- ①所得税、贈与税及び個人事業者の消費税について、申告(納付)期限を4月16日まで延長(3月6日)
- ②生活不安に対応するための緊急措置(3月18日)
 - 個人向け緊急小口資金等の特例の拡大、公共料金の支払の猶予等、国税・社会保険料の納付の猶予等、地方税の徴収の猶予等
- ③2020東京五輪の開催延期(3月24日)

5. 県の主な対応状況

(1) 県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置(1月30日)
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置(3月26日)
 - 県対策本部会議：計8回開催(6月8日現在)

(2) 感染拡大防止策・医療提供体制の整備

- ①県民、関係団体等への情報提供、注意喚起
- ②一般相談窓口の設置(健康増進課、県内7保健所)(1月7日～)
- ③帰国者・接触者相談センターの設置(健康増進課、県内7保健所)(2月10日～)
- ④帰国者・接触者相談センター等の相談窓口の開設時間の延長(4月10日～)
- ⑤しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」の設置
 - (一般相談と帰国者・接触者相談センターの電話番号を一本化)(6月1日～)
- ⑥帰国者・接触者外来の設置(県内21箇所)(2月10日～)
- ⑦感染症指定医療機関での治療体制の整備(県内8箇所30床)
- ⑧県内の病床確保数：約250床(指定医療機関及び入院協力病院：22機関)
- ⑨島根県広域入院調整本部の設置(3月26日)
- ⑩新型コロナウイルス対策チームの強化(30人体制から50人体制に順次強化)
- ⑪円滑な入院と医療体制確保のため、入院医療を全県で一元的に調整(4月13日～)
- ⑫PCR検査実施可能件数を、一日当たり90検体(45人分)に強化(4月16日～)
- ⑬感染症患者入院受入医療機関を対象とした風評被害相談窓口の設置(4月23日)
- ⑭軽症者、無症状者の宿泊療養施設の確保(5月1日)
 - ・施設：玉造国際ホテル RivageChoraku(松江市玉湯町)45室
 - ・期間：令和2年5月8日から6月30日まで
- ⑮PCR検査 県内検査件数：1,167件(6月8日公表時点)
 - うち出雲圏域：253件
- ⑯県備蓄マスクの配布

(3) 県内企業・事業者への対応

- ①中小企業からの相談窓口の設置

- ②社会福祉施設・福祉サービス事業者向け相談窓口の開設（2月20日～）
- ③県内経済団体へ従業員の休暇取得に関する対応を要請
- ④県発注工事等における当面の対応について通知（3月2日）
- ⑤中小企業者向けの融資制度「新型コロナウイルス感染症対策資金」の創設（3月9日）
据置期間、融資期間の延長（4月1日）
- ⑥個人事業税について申告期限を4月16日まで延長（3月13日）
- ⑦農林水産業の経営等に関する電話相談窓口の開設（3月13日）
- ⑧農業・漁業者向けの融資制度「新型コロナウイルス感染症対策資金」の創設（3月17日）
- ⑨中小企業制度融資「経済変動等資金」（新型コロナウイルス感染症対応資金）の創設
（5月1日）
- ⑩県内に本店のある金融機関等に中小企業者の資金繰りへの配慮要請（5月11日）
- ⑪「しまね社会貢献基金」の登録団体が行う新型コロナウイルス感染症対応事業への寄附
の受付（5月28日～）
- ⑫新規学校卒業予定者等の求人確保のため、経済4団体に要請実施（5月29日）
- ⑬飲食業新型コロナ対策総合相談窓口の設置（6月1日）

（4）県立学校の臨時休業

- ①松江工業高等学校の臨時休業（4月10日～）
- ②松江市内の県立学校の臨時休業（4月14日）
臨時休業期間：4月15日～4月28日
- ③県内一斉臨時休業
臨時休業期間：4月20日～5月6日（4月17日通知）
休業期間延長：～5月31日（5月5日通知）
休業期間短縮：～5月24日（5月15日通知）
※松江市内の県立学校は6月1日から平常の教育活動に移行

（5）県有施設の臨時休館等

- ①県有施設の休館又は使用休止（4月10日～5月6日）
- ②県有施設の再開又は休館期間延長（5月8日公表）
 - ・再開する施設：10施設（花ふれあい公園 しまね花の郷など）
 - ・5月31日まで全面休館する施設：23施設（県立しまね海洋館 アクアスなど）
- ③県有施設の再開又は利用範囲拡大（5月15日公表）
 - ・再開する施設：16施設（島根県立宍道湖自然館 ゴビウス など）
 - ・利用範囲を拡大する施設：6施設（花ふれあい公園 しまね花の郷 など）
- ④6月1日以降、原則全館再開（5月27日公表）
 - ・再開する施設：8施設（しまね海洋館 アクアス など）
 - ・利用範囲を拡大する施設：9施設（浜山公園 など）

（6）予算措置

- ①生活福祉資金の特例貸付などを盛り込んだ令和元年度補正予算の専決処分（3月25日）
補正予算額：214,270千円
- ②医療提供体制の強化、県内経済を守る施策などを盛り込んだ令和2年度補正予算（第1

号)の専決処分(4月30日)補正予算額:6,774,066千円

③PCR検査対象の拡大、県立学校等における遠隔授業環境整備などを盛り込んだ令和2年度補正予算(第2号)の専決処分(5月22日)補正予算額:724,345千円

④医療提供体制・感染症対策、経済や生活の回復に向けた施策、県民生活の支援などを盛り込んだ令和2年度6月補正予算案を提出(6月10日)補正予算額:4,390,116千円

(7) 緊急事態宣言の発令、区域変更、解除を踏まえた対応

①緊急事態措置

○県民のみなさまへの外出自粛の要請(4月16日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛等を要請

(1)生活の維持に必要な場合を除き、みだりに自宅などから外出をしないこと

(2)特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること

対象区域:県内全域

対象期間:4月16日から5月6日まで

○パチンコ店への休業協力の要請(5月1日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、協力を要請

要請内容:新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた休業の協力

要請先:島根県遊技業協同組合

対象区域:県内全域

対象施設:遊技施設(パチンコ店)

対象期間:5月2日から5月6日まで

○県民のみなさまへの要請(5月5日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請

(1)不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けること

(2)繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、屋内運動施設(スポーツジム、スポーツ教室)等について、年齢等を問わず、外出を自粛すること

(3)「三つの密」のある場について、これまでと同様、外出を自粛すること

(4)「三つの密」を徹底的に避けるとともに、基本的な感染対策を継続すること

(手洗い・咳エチケットの徹底や人と人との距離の確保など)

対象区域:県内全域

対象期間:5月7日から5月31日まで

○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた休業の協力要請(5月9日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、協力を要請

要請内容:新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休業の協力

要請先:松江市内の1施設

対象期間:5月10日から5月31日まで

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための協力要請（5月12日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、協力を要請
要請内容：県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、松江市の感染拡大防止に係る業者の協力
要請先：松江市内の1施設

○施設の使用停止の要請（5月14日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、施設の停止（休業）を要請
対象施設名及びその所在地：施設名（削除）、所在地（削除）
要請内容：施設の使用停止（休業）
要請理由：新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため
※5月14日、島根県が緊急事態宣言の対象地域外となったため、施設名・所在地を削除

②緊急事態宣言の区域変更（島根県が対象地域外となったこと）を踏まえた対応

○県民のみなさまへのお願い（令和2年5月15日）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、以下の4点を依頼
(1) 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けること
(2) これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策の取組みが行われている場合を除き、外出機会を極力減らすこと
(3) 「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと
(4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること

③緊急事態宣言の解除を踏まえた対応

○県民のみなさまへのお願い（令和2年5月27日）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、以下4点を依頼
(1) 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、5月末までは避けること
①6月1日以降は中国5件相互間の移動について自粛要請を解除する
②6月15日以降は各地の感染状況を踏まえて北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外への移動について自粛要請の解除を検討する
③6月19日以降は全ての都道府県への移動について、自粛要請の解除を検討する
④自粛要請が解除されていない都道府県への不要不急の移動は慎重に対応すること

- (2) これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策の取組みが行われている場合を除き、外出機会を極力減らすこと
- (3) 「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと
- (4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること

【新しい生活様式の例】（広報いずも臨時号（6月1日発行）より）

新しい生活様式を実践してみよう！ ～自分のために、みんなのために～

今後の感染症への対応には、長丁場に備えた「新しい生活様式」の定着が必要です。
 下記に一部を掲載しましたので、これを参考に家庭や職場の皆さんで日常に合わせた新しい生活様式を考えましょう。

■ 一人ひとりの基本的な感染症対策

人と人の適度な距離をとる

できるだけ2m(最低1m) 距離をとり、会話をするときは、真正面を避けましょう。

手洗い

帰宅したら、まず手や顔を洗いましょう。手は石けんで丁寧に洗いましょう。

マスクの着用

外出するときや会話をするときは、症状がなくてもマスクをしましょう。

■ 日常の基本的な生活様式

- ◇ 咳エチケットを徹底しましょう。
- ◇ こまめに換気しましょう。
- ◇ 3密(密集、密接、密閉)を避けましょう。
- ◇ 毎朝、体温測定と健康チェックを行いましょう。

■ さまざまな場面での生活様式

買い物

- 1人または少人数で、すいた時間に素早く
- レジに並ぶときは、前後に距離を
- 通信販売、電子決済の利用

スポーツ・娯楽等

- 公園はすいた時間、場所を選んで
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- 歌や応援は十分な距離かオンライン

公共交通機関

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も活用

食事



- 持ち帰りや宅配を活用
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びに座る
- グラスやお猪口の回し飲みは避けて

21

個人・世帯向け支援

区分	対象	名称	支援内容等	おたずね
給付	すべての市民	国 特別定額給付金	受給者 世帯主 給付額 対象者1人につき10万円 申請方法 郵送またはオンライン	特別定額給付金本部 ☎21-6657
	子育て世帯	国 子育て世帯への臨時特別給付金	受給者 児童手当の受給者(特例給付を除く) 給付額 対象児童1人につき1万円	子ども政策課 ☎21-6217
	ひとり親世帯等	市 ひとり親世帯等臨時給付金	受給者 児童扶養手当の受給者 給付額 5万円+(1万円×対象児童数)	子ども政策課 ☎21-6218
	休業等により生活資金に困窮している世帯	市 生活資金支援給付金	受給者 社会福祉協議会の緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けている者 給付額 貸付額の1/2(上限5万円/月、総合支援資金は借入期間に応じ最長3か月)	福祉推進課 ☎21-6691 ☎21-6962
	休業等により住居の確保が困難となった世帯	市 住居確保困難者支援給付金	受給者 住居確保給付金の受給者 給付額 3万円/月(最長3か月)※食費相当分	
	休業等により家賃の支払いが困難な世帯	国 住居確保給付金	支給先 家主へ直接支払 給付額 家賃相当額(世帯人数によって上限あり) 期間 原則3か月(最大9か月)	出雲市 社会福祉協議会 ☎23-3790
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者のうち、感染等により就労できず給与等の支払を受けられなかった方	市 広域 傷病手当金	支給額 (直近3か月の給与等収入額÷就労日数) ×2/3×支給対象となる日数 適用期間 令和2年1月1日～令和2年9月30日	保険年金課 ☎21-6982 ☎21-6983
貸付	休業等により一時的な生活資金が必要な世帯	国 緊急小口資金(特例貸付)	貸付額 10万円以内(特例の場合は20万円以内) 償還期間 2年以内(据置期間1年以内) 無利子	出雲市 社会福祉協議会 ☎23-3790
	収入の減少や失業等により生活の立て直しが必要な世帯	国 総合支援資金(特例貸付)	貸付額 単身世帯 :月額15万円以内 2人以上世帯 :月額20万円以内 貸付期間 原則3か月以内 償還期間 10年以内(据置期間1年以内) 無利子	
納税・支払猶予等	一時に税・保険料の納付が困難な方	国 県 市 徴収猶予	対象となる市税・保険料 令和2年2月1日から令和3年1月31日(保険料は3月31日)までに納期限が到来する市税・保険料(市税)市県民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税(保険料)国民健康保険料、介護保険料 猶予期間 最長1年間 ※国税・県税共に市税と同様の制度があります。詳細は、右記へおたずねください。	市税 保険料 収納課☎21-6647 国税 国税局猶予相談センター ☎0120-683-754 県税 東部県民センター 出雲事務所 ☎30-5532
		広域 徴収猶予	後期高齢者医療保険料の徴収猶予については、右記へおたずねください。	島根県後期高齢者医療広域連合 ☎0852-20-7526 保険年金課 ☎21-6984
	水道料金・下水道使用料の支払が困難な方(事業者含む)	市 支払猶予	水道料金・下水道使用料の支払猶予の相談	上下水道局営業総務課 ☎21-3511 斐川穴道水道企業団 ☎72-8215
	市営住宅入居中で急激に収入が減少した方	市 家賃減免	減免額 現在家賃と収入減少後に算出した家賃との差額 減免期間 3か月(最長令和3年3月分家賃まで)	島根県住宅供給公社 ☎23-1591
	その他	解雇等により居住している住居から退去を余儀なくされる方	市 市営住宅の提供	提供戸数 30戸 入居期間 3か月(最長1年まで更新可能) 家賃 6,400円～12,300円
就学援助世帯(要保護世帯を除く)		市 就学援助事業	内容 小・中学校が臨時休業中の昼食費の支給 給付額 1食あたり500円	教育政策課 ☎21-6874

事業者向け支援

区分	対象	名称	支援内容等	おたずね
休業補償	従業員に休業手当を支払うなどして雇用を維持した事業者	国 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症特例)	助成率 中小企業:休業手当の4/5 (解雇しない場合は9/10) さらに賃金の60%を超えた部分は10/10 上限額 1人1日あたり8,330円	島根労働局 助成金相談センター ☎0852-20-7029
	子どもがいる従業員に小学校等の臨時休校で特別の有給休暇を取得させた事業者	国 小学校休業等 対応助成金	助成率 10/10 上限額 1人1日あたり8,330円 ※委託を受け個人で仕事する方には、日額4,100円が給付される支援制度あり	学校等休業助成金・ 支援金等相談コール センター ☎0120-60-3999
資金繰り	令和2年1月～12月の間のいずれかの月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している中小企業者等	国 持続化給付金	給付額 法人:200万円まで 個人事業者:100万円まで 申請方法 原則、電子申請のみ ※電子申請を行うことが困難な方は「申請サポート会場」へ相談してください。完全事前予約制 <出雲会場>出雲商工会議所 <平田会場>平田商工会議所	●持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570 ●申請サポート会場の 予約は以下へ ▶自動ガイダンス ☎0120-835-130 ▶オペレーター対応 ☎0570-077-866 
	令和2年1月～6月の間のいずれかの月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している中小企業者等	市 出雲市中小企業等 緊急支援給付金	給付額 法人:20万円 個人事業者:10万円 申請方法 原則、郵送申請のみ	商工振興課(給付金担当) ☎21-6219
	売上が対前年比で5%以上減少した中小企業者等	国 日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付	限度額 中小企業:3億円 小規模・個人事業主:6,000万円 利子 一定の条件で融資後3年間実質無利子 担保 無担保	日本政策金融公庫松江支店、 市内商工会議所、商工会 
	融資を受けたい場合	県 中小企業制度融資 【新型コロナウイルス感染症対応資金】	限度額 3,000万円 利子 一定の条件で融資後3年間実質無利子 信用保証料 一定の条件で国・県で全額補助	取引先金融機関
セーフティネット保証等の認定事業者	県 中小企業制度融資 【新型コロナウイルス感染症対応資金 (県単独制度)】	限度額 8,000万円 利子 一定の条件で融資後3年間実質無利子 信用保証料 一定の条件で国・県で全額補助		
	県制度融資を利用した際に島根県信用保証協会に保証料を支払った事業者	市 出雲市中小企業 信用保証料補助金	支払われた信用保証料の一部を補助。 補助対象及び補助額は、融資制度により異なります。	市内商工会議所、商工会 商工振興課 ☎21-6572
その他支援	感染症予防対策や新事業を展開する場合	市 地域商業等再起支援事業補助金	対象 感染症予防対策や新事業展開を行う飲食、小売、宿泊、サービス業等の中小企業者 補助率 4/5 上限額 1事業者あたり80万円	商工振興課 ☎21-6541
	商工支援団体等が売上減少対策のために活動する場合	市 出雲市商工団体等 事業継続支援活動補助金	対象 商工会議所・商工会等 補助率 4/5 上限額 1事業あたり100万円	商工振興課 ☎21-6541
	販売額が減少している農林水産物の販売促進活動を新たに行う場合	市 農林水産物販売 活動支援補助金	対象 JALまね等 補助率 4/5 上限額 1事業あたり100万円	農業振興課 ☎21-6557